

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月23日現在

機関番号：14501
研究種目：若手研究（B）
研究期間：2010～2012
課題番号：22720246
研究課題名（和文） 戦国期の大名分国における「戦国領主」の研究
研究課題名（英文） Study on “Sengoku Ryoshu (Feudal Lords of Warring Age)” in Domains of “Sengoku Daimyo (Large Feudal Lords of Warring Age)”
研究代表者
村井 良介 (MURAI RYOSUKE)
神戸大学・大学院人文学研究科・特命助教
研究者番号：30419684

研究成果の概要（和文）：

戦国期の毛利分国・後北条分国・大友分国・武田分国において、「戦国領主」関係史料の収集とデータベース作成をおこない、それに基づいて、「戦国領主」の「家中」の存在形態や、戦国大名との関係を分析した。

研究成果の概要（英文）：

I have collected historical materials related to the “sengoku ryoshu” in domain of Mori’s clan, Hojo’s clan, Otomo’s clan and Takeda’s clan in warring age, and created a databases of their historical materials. Based on the results of those, I have analyzed constitution of vassals of “sengoku ryoshu” and relationship between “sengoku ryoshu” and “sengoku daimyo”.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	300,000	90,000	390,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：中世史

1. 研究開始当初の背景

近年、「戦国領主」「国衆」などと呼ばれている存在は、かつては、大名が統制に苦しむ有力家臣という程度の位置づけであった。しかし、近年の戦国期研究においては、戦国大名の支配下にありながら、大名と同様に独自の「家中」（家臣団）と「領」（統治領域）を

持つ存在として、注目されている（峰岸純夫『中世の東国』（1989年）、矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』（1998年）、黒田基樹『戦国大名と外様国衆』（1997年）など）。しかしその後も、こうした自立的領主が大名分国に存在することは、大名にとって克服すべき障害であり、非本質的な状況であると、みなされてきた。これに対し、私は、特に毛

利分国の「戦国領主」の分析を通して、むしろ戦国期に固有である「戦国領主」の存在を、戦国期の大名権力の特質と位置づけるべきであるとの視角から研究を進めてきた。従来、「戦国領主」の「家中」や「領」を具体的に解明する作業は不十分であったため、毛利分国で具体的な「家中」構成員と所領分布を明らかにすることで分析を進め、その結果、次のような研究結果を得た。

(1)「家中」については、「戦国領主」の「家中」支配は不安定であり、毛利氏からの影響力が「家中」に浸透する。それによって毛利氏は「戦国領主」を統制すると同時に、「戦国領主」は、毛利氏の力を背景に「家中」支配を安定させるといふ表裏の関係にある(村井「毛利氏の「戦国領主」編成とその「家中」『ヒストリア』193号、2005年)。

(2)「領」については、従来の研究において知行地支配と異質な公権的支配とされてきたが、実際には、その形成は軍事的・政治的契機な所領の拡大によるものであり、所領規模の拡大が、結果として事実上公権的支配のような効果をもたらしたのである。すなわち、「領」支配は、知行地支配と異質な公権的支配ではなく、両者が区別しがたいものとして成立する。軍事的・政治的契機に左右される以上、「戦国領主」の「領」は不安定なものであるが、大名権力の支配下で、大名による安堵や領主間の調整により、むしろ安定に向かう(村井「戦国期における領域的支配の展開と権力構造」『日本史研究』558号、2009年)。

以上、(1)(2)から、戦国大名分国において「戦国領主」の「家中」や「領」は、単線的に解消に向かうのではなく、むしろその存在が、戦国期の大名分国の権力構造の特質をなしていると評価した。

これらの成果から、以下の点が次なる課題として浮上した。

(A)毛利分国以外でも、具体的な分析をおこない、毛利分国で明らかになった特質が、戦国期の大名分国の特質として一般化できることを証明すること。

(B)大名分国には、「領」以外に、大名直轄領(給人領、代官支配による直轄領)、支城領が存在するから、これらも含めた分国の領域支配の構造と、そこにおける「領」の存在の影響を解明すること。

(C)大名分国が顕著に展開しなかった畿内近国の領域構造との比較。

このうち、(A)については、近年、戦国

大名研究の個別化が進み、とくに西国と東国にまたがった研究が少なく、それぞれの成果を十分に比較できていない状況があり、これを克服する必要がある。

また、特に(B)については、近年、政治学・社会学分野で有力になっている、権力を関係性としてとらえる見方と関連する。すなわち、権力関係とは、網の目のような無数の力関係のせめぎあいの総体としてとらえられる(M. フーコー『知への意志』(1976年)、杉田敦『権力』(2000年))。本研究も、大名分国は、無数の力関係がせめぎあう構造(権力構造)の上に形成されるのであり、そこにおいて、この関係性のネットワークに大きな影響を及ぼし、構造を特徴づけている存在として「戦国領主」を位置づけるとの見通しの下でおこなうことが必要であった。

2. 研究の目的

本研究では、前記の課題のうち(A)と(B)について分析をおこなうこととした。

これらをおこなうためには、まず「戦国領主」に関する網羅的な史料収集・分析が必要であり、そのために関連史料のデータベースを作成することを目的の一つとした。

また、対象とする大名分国も西国と東国にまたがって分析する必要から、毛利分国・後北条分国・大友分国・武田分国・上杉分国・島津分国について検討することを目指した。後北条・武田分国については、すでに「戦国領主」研究の蓄積があるが、そもそも「戦国領主」の概念規定自体が曖昧であることもあり、すでに研究を進めている毛利分国などと同様に、仮説的に設けた統一的な基準によって、「戦国領主」候補を抽出し、さらにそこから有効な「戦国領主」概念を検証していくこととした。

また、合わせて(B)のために、支城主など大名の有力家臣も、史料収集の対象とした。

こうした、史料収集・データベース作成の成果に基づき、「戦国領主」の「家中」構成員、および所領分布を明らかにし、大名権力と「戦国領主」の関係を分析し、戦国期の大名分国の権力構造を明らかにすることが、本研究の目的である。

3. 研究の方法

基本的に、各大名分国で、

(a)「戦国領主」の検出

(b)「家中」構成員・所領分布の解明

(c)それをもとにした大名分国の権力構造の分析という過程をおこなっていく。

(a)については、いまだ「戦国領主」の概念規定自体が十分になされていないため、ま

ず各大名分国に関する主要な史料を検索し、仮説的に設けた一定の基準（後述）で、「戦国領主」の候補を抽出する。このとき、支城主なども、この基準に当てはまる場合があるが、あらかじめ「戦国領主」／支城主といった区別を予定せず、基準に当てはまるものは、すべて対象とする。

「戦国領主」候補を抽出する際の基準は次の通りである。

①判物や家臣の奉行人奉書など、自己を最高の命令主体とする文書を発給している。

②一族や譜代家臣の範囲を越えて、周辺の国人領主を「家中」に編成している。

③前記①か②を満たす領主と同格の存在として史料上に見える。

完全に曖昧さを排除することはできないが、このような基準を設けることで、単に有力な領主というのではなく、一定の客観性が得られ、大名分国をまたいだ比較検討が可能になる。

こうして抽出した領主に関する史料をデータベース化する。この際、互いに隣接し、分国の争奪がおこなわれている後北条・武田・上杉については共通のデータベースを作成する。天正年間に同様の状況となる大友と島津についても、共通のデータベースを作成する。毛利氏と大友氏も隣接しているが、すでに毛利氏は独立したデータベースを作成し、作業が進行しているため、別のデータベースとする。

毛利分国については主要な刊行史料の検索とデータベース化はすでに終了しているため、刊行史料の補遺と未刊行史料（主として山口県文書館所蔵「譜録」および島根県立図書館架蔵史料）の調査をおこなう。他の大名分国については、主要な刊行史料集から着手し、その後それ以外の刊行史料を検索対象とし、未刊行史料は本研究では原則として扱わない。これは、なるべく早く全体像を把握するための措置である。

こうした史料収集、データベース化の成果に基づいて、「戦国領主」（あるいは支城主等）の「家中」構成員と「領」の範囲を明らかにする。

「戦国領主」の「家中」の検出は、「戦国領主」の宛行状・安堵状・感状・軍忠状や、奉書の奉者、発給文書の取次（使者）などから明らかにする。なお、「戦国領主」配下の者には、与力など「家中」以外の存在もあり、その区分が判明しない場合も多いが、後の検討に資するために、その範囲を広めにとる。

また、「戦国領主」の「領」の検出には、

次の手順を踏む。まず「戦国領主」の所領の分布を、大名からの宛行・安堵、「戦国領主」の讓状や、「家中」に対する宛行・安堵、発給文書の宛所となっている寺社・村落、「家中」構成員の出身地などから、網羅的に明らかにし、20万分1地形図に示す。しかし、これだけでは何らかの権益を有する土地が判明したにすぎないので、次に所領が凝集している地域を対象に、その地域に対する支配の一円性（排他性）の程度、発給文書からみた領域支配の内容の検討により、単なる権益の所持以上の領域支配が実現しているかどうかを検証する。

4. 研究成果

当初、検討対象として予定していた大名分国のうち、上杉分国と島津分国については、一部着手にとどまった。毛利分国については、予定の作業を終え、データベースを研究成果報告書に掲載して公表した（後述）。後北条分国・大友分国・武田分国については、主要な刊行史料集の検索は終えたが、まだデータベースの整備（重複の排除、年次比定の修正、繰り返しの検索による脱漏の補足など）が不十分であり、またその他の刊行史料による補遺も十分ではない。このためデータベース自体の公表は、後日を期し、準備が整い次第公表したい。

毛利分国の「戦国領主」関連史料データベースについては、2012年2月に『戦国期の大名分国における「戦国領主」の研究 研究成果報告書』（A4判、408頁）を刊行し、これに掲載した。掲載した「戦国領主」は、周防国では杉（伯耆守家）、仁保（三浦）、仁保（隆慰家）、冷泉、長門国では内藤、安芸国では芥川、阿曾沼、天野（志芳東）、天野（志芳堀）、天野隆誠、吉川、熊谷、小早川、宍戸、平賀、石見国では出羽、小笠原、佐波、周布、都治、都野、福屋、益田、三隅、温泉、吉見、備後国では有地、上原、木梨、古志、渋川、杉原（神辺）、高須、多賀山、田総、長、榎崎、馬屋原、宮、三吉、安田、山内、湯浅、柚谷、渡辺、和智、備中国では伊賀、石川、清水、庄、新見、平川、細川、三村、出雲国では赤穴、古志、宍道、多賀、松田、三沢、三刀屋、湯、湯原、隠岐国では隠岐、伯耆国では南条、福頼、因幡国では武田、美作国では草苺の各氏である。吉川氏と小早川氏については、関連史料があまりにも膨大であるため、被官等が登場する史料のみを掲載した。それ以外は、原則としてほぼ一次史料に限り、関連史料を可能な限りすべて掲載した。また、史料に被官等が登場する場合は、欄を設けて、その名前を掲載した。

なお、「戦国領主」所領については掲載する欄は設けなかったが、これについては『戦

国大名権力構造の研究』(思文閣出版、2012年)に、典拠史料と所領分布を示す地図を掲載した。

史料収集、データベース作成の成果に基づいて、各大名分国で検討を進めた結果、以下の点を明らかにできた。

(1)「戦国領主」と支城主について

「戦国領主」については、前述のように概念規定が曖昧である。したがって、仮説的に基準を設けたが、判物発給を一つの基準とした。この妥当性について、毛利分国で検証し、「戦国領主」の概念規定について検討をおこなった。そこでは、そもそも判物を発給しているという行為の意味づけも含めて検討し、その結果、文書様式として書下形式の文書を発給している領主は、他の基準に照らして従来「戦国領主」とされてきた領主とおおむね一致し、一応の目安としては妥当性がある。ただし、絶対的なものではなく、また書下形式ではなく、書状形式で宛行状や安堵状を発給している領主も「戦国領主」の候補として検討しようという結果を得た。この点については、「毛利分国における「戦国領主」の文書発給をめぐる」(天野忠幸・片山正彦・古野貢・渡邊大門編『戦国・織豊期の西国社会』、日本史史料研究会、2012年)にまとめた。

また、この基準の問題にかかわって、支城主と「戦国領主」の関係についても検討をおこなった。これは、支城主も判物発給や「家中」形成など、「戦国領主」と共通する性質を持っている場合があるからである。

この点は、「戦国領主」は、戦国大名の「家中」に包摂されていないということから、戦国大名の支配を、大名「家中」に対する支配と、「家中」外の「戦国領主」などに対する支配とに分けて考える、従来の枠組みの再検討ともかわり、それは同時に「家中」とは何かという課題ともかわる。

これについては、主として大友分国について検討し、戸次氏、武蔵田原氏、高橋氏といった城督(支城主)と、「戦国領主」の共通性を、「家中」・与力編成の点などから考察した。たとえば、大友氏から筑前国立花城督に任命された戸次氏の場合、与力に独自の知行給与をおこなうなど関係を強化し、やがて「家中」に包摂するなど、「家中」・与力編成を独自に強化している。また、立花城督は、「立花城家督」と呼ばれるようになるなど、戸次氏の世襲となり、後継者も戸次氏が独自に決定するようになっていく。最終的に戸次氏(立花氏と改姓)は豊臣大名として、大友氏から自立するが、その基盤はすでに城督としての支配の過程で形成されてきている。田原氏や高橋氏についても同様の現象が見ら

れ、さらに毛利分国における備中猿懸城主穂田氏の事例や、「戦国領主」がその領域支配を維持したまま後北条氏の「家中」に編成され、支城主的存在となった相模国津久井内藤氏や武蔵国江戸太田氏の事例なども合わせて検討した結果、彼らは軍事力として見た場合、あるいは、領域支配者として見た場合、「戦国領主」との違いは副次的なものであって、領主的実態としては共通の側面があることを指摘した。これについては大阪市立大学日本史学会第16回大会(2013年5月18日)において、「戦国大名分国における領主層の編成原理をめぐる」と題して、口頭報告をおこなった。報告内容については文章化して公表する予定である。

(2)「戦国領主」・支城主の「家中」・与力編成について

「家中」構成員の検討を進めるなかで、そもそも「家中」とは何かという問題が浮上した。たとえば、同じく「戦国領主」や支城主の配下にある与力とはどう違うのかといった問題である。

これについて、先行研究を整理した結果、戦国期の「家中」は、家産制支配が変質した擬制的なもので、同時に知行一軍役関係であるところの主従制的支配一般とは異なる関係であるとされるが、ではそれはどのような支配なのか。「家中」に対する支配と、それ以外に対する支配はどのように違うのか。特に、大名の直臣であるが、有力家臣を寄親として、その下に預けられる与力は、有力家臣の「家中」ではないことになるが、「家中」と与力はどう違うのかが問題となる。

したがってこの点を検討し、「家中」概念についても再検証した。

大友分国における戸次氏の事例などの分析から、「家中」の史料上の用例には、主従関係にあるもののうち、特定の限定された集団を指す狭義の用法と、与力なども含めた広義の用法があることが明らかになった。以下では、特にことわらないかぎり、単に「家中」と書いた場合、狭義の「家中」を指す。

与力のなかには、寄親から知行を与えられるものがあり、さらに状況によっては寄親が、本来大名が与えるべき「直恩」を代行して宛行っている場合もあった。この結果、最終的には、もともと与力だったものが、戸次氏など城督を務めた有力家臣の「家中」に包摂された場合もある。

従来の研究において、大名権力はこうした寄親と与力の結びつきが緊密化することを妨げようとしたとする見解がある。しかし、これは「今川仮名目録追加」第3条の規定や、あるいは、北条氏が、寄親に主体的な与力編成を求めている事例などから考えて、一面的

な見方である。

こうした有力家臣による、独自の与力編成や「家中」編成の強化は、軍事的要請、とくに前線における即応性が求められたことと関係がある。大名権力からみた場合、「家中」組織の維持は、軍役奉公の維持の問題であり、その点で広義の「家中」の編成強化や維持の必要性があった。軍勢力という観点から見た場合、それが広義の「家中」の内部で、与力であるか、狭義の「家中」であるかは副次的問題である。ただし、組織の維持、軍役の維持の最終的な責任は、狭義の「家中」に課せられた。

与力と「家中」は書札の違ひなどから明らかかなように、身分的には画然と区別されているが、実態としては移行可能な存在で、その差異は流動的、可動的なものであったと考えられる。史料上、狭義の「家中」と与力を含めた全体を指して「家中」とする、広義の「家中」の用例がみられるのは、このためであると考えられる。

このように狭義の「家中」と、与力のようなそれ以外の存在との差は流動的であった。これは一面では寄親となる有力家臣等の「家中」拡大につながる可能性がある反面、逆に寄親の政治力の低下が、与力の離反につながることもあった。その点で、戸次氏などの「家中」、与力編成の強化は、大名権力からの自立を可能とするような基盤を形成したが、それがただちに自立化や自立化の志向につながるとは限らず、それは政治的・軍事的状況に左右される。

広義の「家中」編成が、流動的、可動的であるからこそ、正月儀礼などを通じて狭義の「家中」の範囲を可視化し、制度や秩序として固定化、安定化することが試みられる。これは、その外縁が曖昧で流動的である構成的支配を形成している権力（諸）関係を、法や制度によって整序し、固定化しようとする現象である（この点については前記の『戦国大名権力構造の研究』で述べたので、参照）。

しかし、なお戦国期においては、とくに政治的・軍事的動向に左右されて、可動性が大きいといえる。

以上の成果に関しては、前述の大阪市立大学日本史学会第 16 回大会において口頭報告した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計 1 件)

①村井良介

戦国大名分国における領主層の編成原理をめぐって

大阪市立大学日本史学会第 16 回大会

2013 年 5 月 18

日大阪市立大学

[図書] (計 2 件)

①村井良介

思文閣出版

戦国大名権力構造の研究

2012、432

②村井良介・他

日本史史料研究会

戦国・織豊期の西国社会

2012、569-613

[その他]

研究成果報告書

『2010～2012 年度 科学研究費補助金研究・若手研究 (B) 戦国期の大名分国における「戦国領主」の研究 研究成果報告書』
2013、408p

6. 研究組織

(1) 研究代表者

村井良介 (MURAI RYOSUKE)

神戸大学・大学院人文学研究科・特命助教

研究者番号：30419684